

オミクロン株による“第6波”対策・緊急特別要請について

- ▽ 従来と大きく特性が異なる**変異株による感染急増を抑制**しながら、可能な限り**社会・経済活動を維持**するため
現行の対策に加え、**県民・事業者・学校関係者等**に対する「**緊急特別要請**」を行う（2月1日～2月28日）

第6波の特徴・傾向



【変異株の特性】

- ✓ かつてない**強大な感染力**
- ✓ 従来株に比べ**重症化率は低い**
（※ワクチン接種効果を踏まえた傾向）



【感染の場面】

- ✓ 飲食店 → **暮らしに近い場面**へ変化
（※教育・保育、福祉、職場、家庭）



【年齢層】

- ✓ **30代以下**の感染割合が増加
（特に**園児・児童・生徒**の感染拡大に懸念）



【県内全域】緊急特別要請（2/1-2/28）

▶ 基本的感染対策の徹底に加え、以下の協力を要請



① **ワクチン3回目接種の加速化**



② **教育・保育現場での感染防止対策の強化**



③ **高齢者施設・障害者施設での感染抑止・事業継続**



④ **テレワーク・時差出勤等の更なる推進**

飲食店への時短要請など**経済的打撃の大きい「まん延防止等重点措置」**によらず
感染拡大防止と社会・経済活動維持との両立を図る

市町村によるワクチン接種（3回目）の加速化について

- ▶各市町村において、6か月経過した方がすぐに接種できるよう体制整備（接種計画の前倒し・接種券の早期発送など）をお願いします。
- ▶接種を希望する県民の皆様は、各市町村の接種会場等にて早期に接種していただくようお願いします。

1. 接種の状況（令和4年1月26日現在）

1回目接種	1,855,454回（接種率89.1%）
2回目接種	1,842,712回（接種率88.5%）
3回目接種	63,047回（接種率 3.4%）

※接種率は、2回目接種完了者に対する割合

2. ワクチン接種の前倒し実施の状況

(1) 接種対象者

- 2回目の接種日から6か月以上経過した方
- 県内在住で、接種日時時点で満18歳以上の方

(2) ワクチンの供給状況

- 国から、4月までの追加接種に対応する量のワクチンを割り当てる通知あり
ファイザー社：691,470回分 モデルナ社：936,405回分

(3) 市町村の対応状況

- 接種対象者に対する接種券の前倒し発行を実施
- 接種計画の更新や医療機関との調整などについて対応中

3. 大規模接種センターにおける接種の実施状況

- 12月20日：大規模接種センターを再設置（日中最大2,000人／日）
- 1月19日：エッセンシャルワーカーに対する優先接種を開始
- 2月 1日：接種規模を拡大（日中最大3,200人／日 夜間最大1,800人／日 合計最大5,000人／日）

学校（教育機関）・保育所等における感染拡大防止のための要請内容

- 1月に入って、学校や幼稚園・保育所等で、多数のクラスターが発生している。
- 学校の教育活動の継続により学びを保障するとともに、子育て世帯の就業環境を支えるため、学校や幼稚園・保育所等の感染対策が急務。

▶それぞれの学校や幼稚園・保育所等において、あらためて感染対策を見直し、感染対策の強化を図っていただくようお願いします。

▶学校のクラスター事例においては、部活動の場面が拡大要因になっている例が見受けられることから、部活動については自粛をお願いします。

教育・保育現場の感染防止対策の強化について（県立学校）

○学校活動全般に関する対応

- ①改めて国の衛生管理マニュアルに基づく対策を確認の上、これまでの対策の蓄積や状況の変化も踏まえ、基本的な感染対策を再徹底し、感染予防と学びの保障の両立に取り組む。
- ②各地域や学校の感染状況に応じて、時差登校や分散登校（オンライン授業の活用を含む。）などの取組を検討する。

（日々の健康観察の徹底、本人や同居者に体調不良がある場合の出席停止も継続。）

○部活動における対応

原則自粛とする。

○市町村教育委員会への依頼

市町村教育委員会に対しても、上記の取組を依頼する。

教育・保育現場の感染防止対策の強化について（私立学校等）

○幼稚園等への支援アプローチ（新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口の設置）

感染クラスターが発生したり，感染対策の充実に取り組もうとする幼稚園等からの相談窓口を開設し，専門的見地から指導・助言，研修講師の派遣等を提供する支援事業を実施

- 対象：県内の幼稚園(公立・私立問わず)，私立の小・中・高等学校
- 内容：電話・メールによる相談，研修講師派遣

○私立高等学校等へのアプローチ

- ・私立高等学校に対して，オンライン授業や分散登校の実施についての対応検討を依頼
- ・特に感染が広がっている部活動について，自粛又は縮小の対応検討を依頼

保育現場における感染防止対策の強化について

保育現場においては、これまでも対策を実施いただいているところではありますが、これらの事業を活用するなど、あらためて感染対策を見直し、対策の強化を図っていただくようお願いします。

● 感染防止対策相談・支援事業 (宮城県看護協会に委託)

感染防止

保育所等からの相談への助言（46回実施済）、依頼に応じて出張研修会を開催（10回実施済）

相談先：県看護協会（080-7722-7662）

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● ワクチン接種の加速化

感染防止

【3回目】令和4年1月25日～

保育士を対象としたワクチン接種を前倒しで開始
早期のワクチン接種を勧奨（令和4年1月18日付，1月27日付）

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 衛生資材購入補助

感染防止

保育所等が自ら購入したフェイスシールドやアルコールなど感染対策に必要な衛生資材購入に対する補助

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 応援職員派遣事業

事業継続

近隣園や複数園を持つ法人内での応援派遣のための旅費の支給等

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

新 さらなる感染拡大を踏まえた 対応の検討

事業継続

保育（預かり）は基本的に継続。感染状況に応じた縮小や一部開園のほか、代替保育などの対応検討について周知

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

新 事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった保育士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 検査体制の強化

早期探知

希望する保育所等に抗原検査キットを配布

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

高齢者・障害者施設における感染拡大防止のための要請内容

高齢者・障害者施設においては、これまでも対策を実施いただいているところではありますが、これらの事業を活用するなど、あらためて感染対策を見直し、対策の強化を図っていただくようお願いします。

● 施設の感染抑止に向けた支援

感染防止

感染症対策の研修会のほか、感染管理認定看護師を施設に派遣し、ゾーニング等感染症対策の助言の取組等

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2556 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● サービス継続等に係る補助

感染防止

事業継続

利用者又は職員に感染者が発生した場合や濃厚接触者である利用者に対応した事業所に対し、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続するために必要な「かかり増し経費」を補助

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2549 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● ケア付き宿泊療養施設

事業継続

軽症又は無症状の介護が必要な高齢の感染者の受け入れ
介護職員、看護職員、県職員が24時間体制で対応
(医師はオンコール対応) 【問合せ先】

令和3年3月1日運用開始 (71人受入) 長寿社会政策課 ☎022-211-2556

● 新 事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった介護士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● 感染症発生施設への支援 (応援職員派遣)

事業継続

＜高齢者施設＞

【直接派遣】

県内協力団体及び派遣協力施設から、感染症が発生した施設に対し職員を派遣

(候補者名簿登録数 250人 実績7件 67人 (延べ375人))

【玉突き派遣】

感染症が発生した施設に対し、関連法人等から応援職員を派遣した場合、その派遣元の施設における職員不足を補うため、協力団体から職員を派遣

(候補者名簿登録数 739人 実績14件 46人 (延べ195人))

【問合せ先】 長寿社会政策課 ☎022-211-2554

＜障害者施設＞

県内の障害児者入所施設で感染症が発生した際のセーフティネット機能として、当該施設運営法人16法人と有事の応援職員派遣体制を構築

【問合せ先】 障害福祉課 ☎022-211-2558

● 検査体制の強化

早期探知

検査キットの配布により、感染状況を的確に把握し、必要な感染拡大防止策を早期に実施 (延べ218,372件)

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2552 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

テレワーク・時差出勤等の更なる推進 【県内全域・事業者への要請】

国の基本的対処方針

緊急事態措置

- ✓ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
- ✓ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。

まん延防止等重点措置

- ✓ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。



▽ 現在の感染状況や医療提供体制等を踏まえ、事業者に対する要請内容を以下のとおり改める

現行	2月1日以降
○在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること	○ <u>在宅勤務（テレワーク）の活用や、休暇取得の促進等の取組を推進し、出勤者数の削減を図ること【変更】</u> ○ <u>職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触機会の低減を推進すること【変更】</u>

テレワーク・時差出勤等の更なる推進 【宮城県庁における取組】

○テレワーク勤務と時差勤務の積極的運用による感染リスクの低減

- ・在宅勤務用端末を使用したテレワーク（例：濃厚接触待機職員，ハイリスク職員）
- ・所属職員のローテーションによるテレワーク実施（例：計画的テレワーク実施職員）
- ・在宅勤務用端末の緊急追加整備
- ・時差勤務（始業開始7:00～10:00最大3時間の時差）の積極的運用

○庁内業務のオンライン化等による非接触感染対策

- ・ウェブ会議の推進（自席でのオンライン打合せを積極的に運用）
- ・県民からの相談，申請手続き，打合せ等について，Zoomやメール等を活用した非対面对応の推進
- ・出張の必要性の精査及び出張時の感染予防策の徹底

県民への要請内容【県内全域】

現 行	2月1日以降
<p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会食・食事を伴う行事では、会話の際のマスク着用を徹底すること ○ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く） ○ ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクの高い行動を控えるとともに、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること ○ 飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること ○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること ○ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛すること 特に、緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置地域など感染拡大地域への不要不急の移動を自粛すること ○ 感染不安を感じる無症状の県民は、検査を受検すること※2 <p>〔 ※ ブレクスルー感染を含む急速な感染拡大を考慮し、対象者全員検査の実施等による行動制限の緩和は行わない。 〕</p>	<p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会食・食事を伴う行事（宅配・テイクアウトによるものを除く）では<u>認証店※1</u>などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、短時間の開催、会話の際のマスク着用を徹底すること 【変更】 ※1：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○ <u>感染リスクの高い行動を控え、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること</u>（ワクチン未接種の方は特に注意すること） ○ 飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること【継続】 ○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること【継続】 ○ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛すること 特に、緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置地域など感染拡大地域への不要不急の移動を自粛すること【継続】 ○ 感染不安を感じる無症状の県民は、検査を受検すること※2 <p>〔 ※ ブレクスルー感染を含む急速な感染拡大を考慮し、対象者全員検査の実施等による行動制限の緩和は行わない。 〕</p>

※2：法第24条第9項に基づく「**感染不安を感じる無症状の県民に対する検査受検の要請**」については**令和4年2月末まで要請期間を延長**する
これに伴い「**感染拡大時の一般検査事業（無料検査）**」についても同日まで期間を延長する

飲食店への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続／県有施設を含む)

現 行	2月1日以降
<p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること ※ 「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」による認証の状況に関わらない要請 ※ ブレークスルー感染を含む急速な感染拡大を考慮し、対象者全員検査の実施等による行動制限の緩和は行わない。○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勸奨等、基本的な感染防止策を徹底する○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）○ 従業員への検査勸奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等○ アクリル板の設置等、CO₂センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底	<p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること ※ 「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」による認証の状況に関わらない要請 ※ ブレークスルー感染を含む急速な感染拡大を考慮し、対象者全員検査の実施等による行動制限の緩和は行わない。○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勸奨等、基本的な感染防止策を徹底する○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）○ 従業員への検査勸奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等○ アクリル板の設置等、CO₂センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

要請	2月1日以降		
事前 手続等	① 「 大声なし ※1」の「 5,000人超かつ収容率50%超 」で開催する場合は、「 感染防止安全計画 ※2」を策定し、 県に提出 ② ①以外の場合は、 主催者がチェックリストを公表 【継続】 ※1「 大声 」：観客等が（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること ※2「 感染防止安全計画 」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画		
開催 制限等 〔法24条9項 の要請〕	① 「 感染防止安全計画 」を策定しないイベント（②以外）：以下の人数制限・収容率のいずれか 小さい方 【継続】		
	人数上限	収容率	
	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか 大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%
	②「 大声なし 」の「 5,000人超かつ収容率50%超 」で「 感染防止安全計画 」を策定・県の確認を受けたイベント【継続】		
	人数上限	収容率	
	収容定員まで	100%	
感染防止等 〔法24条9項 の要請〕	○ 業種別ガイドラインの遵守 を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの 追跡対策を徹底 すること【継続】 ○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや人数上限・収容率の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること【継続】		

**県主催
イベント**

県主催イベントは「三密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や、前後における参加者等の行動管理など、**感染防止策の徹底を前提として開催**することを基本とする

事業者・大学等への要請内容【県内全域】

対象	現 行	2月1日以降
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること ○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を開催する場合は、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるとともに、感染防止対策を徹底するよう求めること ○ 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>在宅勤務（テレワーク）</u>の活用や、休暇取得の促進等の取組を推進し、<u>出勤者数の削減</u>を図ること【変更】 ○ <u>職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の、人との接触機会の低減</u>を推進すること【変更】 ○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を開催する場合は、<u>認証店※</u>などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、<u>短時間の開催</u>、会話の際のマスク着用を徹底するよう求めること【変更】 ○ 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた<u>感染防止対策</u>を徹底すること
大学等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるとともに、感染防止対策を徹底するよう求めること ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること ○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、<u>認証店※</u>などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、<u>短時間の開催</u>、会話の際のマスク着用を徹底するよう求めること【変更】 ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること 特に、<u>部活動等における感染リスクの高い活動</u>について<u>制限又は自粛を検討</u>すること【変更】 ○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

※：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店

その他の施設への要請内容【県内全域】

対象	現 行	2月1日以降
その他の施設	<p>(全ての施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <p>(イベント関連施設・商業施設・遊興施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底する 	<p>(全ての施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>入場整理等による混雑の回避、利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底【追加】</u> ○ 業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <p>(イベント関連施設・商業施設・遊興施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底する

県有施設

県有施設については、上記に掲げる**感染防止策の徹底を前提として**
運営を継続することを基本とする